

# 令和7年度 負担金の額及び徴収方法

公益財団法人 東京タクシーセンター

## 1 負担金の額

- (1) 法人タクシー事業者
    - ① 一般車両（UD（ユニバーサルデザイン）タクシー車両を含む）…………… 1両1か年 35,500円
    - ② EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）タクシー車両…………… 1両1か年 18,000円
  - ※ EV・FCVタクシーの負担金額については、軽減措置を1か年延長します。
  - (2) 個人タクシー事業者…………… 1両1か年 15,000円
- 負担金の消費税は、課税対象外となっています（不課税扱い）。

## 2 負担金の徴収方法

- (1) 負担金の請求
  - ① 法人タクシー事業者  
令和7年3月末日現在のタクシー登録車両数をもって、令和7年度1か年分の負担金の額を算出し、期首において請求します。
  - ② 個人タクシー事業者  
令和7年度1か年分の負担金の額を期首において請求します。ただし、個人タクシー事業者団体においては、令和7年3月末日現在の在籍者数をもって、1か年分の負担金の額を算出し、期首において請求します。
- (2) 負担金の納付方法  
令和7年度の負担金の納付方法は一括納付または分割納付とし、一括納付の場合は令和7年4月末日までに1か年分の負担金を、分割納付の場合は1か年分の負担金を10等分し、令和7年4月から令和8年1月までの各月末日までに銀行振込等により納付していただきます。  
なお、令和7年4月末日までに各月末日を支払期日とする手形により、1か年分を納付することができます。また、令和7年度より「でんさいネット」による決済も取り扱うこととします。令和7年4月末日までに各月末日を支払期日とする電子債権を振り出すことで、1か年分を納付することができます。
- (3) 納付期限  
負担金の分割納付は、令和7年4月から令和8年1月までの各月末日を納付期限とします。なお、法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者団体において、登録車両数（個人タクシー事業者団体は在籍者数）の増加により負担金の額に不足が生じた場合には、令和8年3月末日までを納付期限とします。
- (4) 延滞金  
納付期限までに納付のない場合には、タクシー業務適正化特別措置法（以下法という）第37条第4項及び法施行規則第24条の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。
- (5) 負担金の清算  
令和8年3月において、令和7年度期首の請求に基づき一括納付または分割納付された負担金の額と各月の実際の登録車両数（個人タクシー事業者団体は在籍者数）により算出した負担金の額とに差異が生じた場合には、過不足を計算し清算します。この場合には、当該月分の登録車両数は前月末日現在の登録車両数（個人タクシー事業者団体は在籍者数）とします。  
負担金の清算において、不足金が生じた場合の納付期限及び過納金が生じた場合の返金期限は、令和8年3月末日までとします。
- (6) 期中における新規法人タクシー事業者の負担金の扱い  
令和7年度期中に登録する車両数をもって負担金の額を算出し、請求します。  
負担金の納付方法、納付期限、延滞金、清算については、(2)、(3)、(4)、(5)を準用します。
- (7) 期中における廃業事業者の負担金の扱い  
期中に廃業する事業者の負担金については、廃業時に清算し、不足金が生じた場合には請求します。納付期限については請求書の期日とします。なお、負担金が誤って多く納付された場合には、還付します。